

#### 4. 退職所得（分離課税）の個人住民税の計算方法が変わります

退職所得に係る個人住民税（町民税・県民税）所得割額の10%税額控除が、平成25年1月1日以降に支払われる退職所得に係る分から廃止されることとなりました。

＜退職所得に対する個人住民税の求め方＞

- 平成24年12月31日までに支払われる退職所得について
  - 個人町民税所得割額（※1）＝〔（退職金－退職所得控除額（※2））×1/2〕×6%×0.9
  - 個人県民税所得割額（※1）＝〔（退職金－退職所得控除額（※2））×1/2〕×4%×0.9
- 平成25年1月1日以降に支払われる退職について
  - 個人町民税所得割額（※1）＝〔（退職金－退職所得控除額（※2））×1/2〕×6%
  - 個人県民税所得割額（※1）＝〔（退職金－退職所得控除額（※2））×1/2〕×4%

※1 100円未満の端数切捨て ※2 1,000円未満の端数切捨て

#### 5. 上場株式などに係る配当・譲渡所得などに対する軽減税率が延長されました

上場株式などの配当など及び譲渡所得に係る10%軽減税率（所得税7%および住民税3%）の適用期限が2年延長され、平成25年12月31日までとなりました。

本則税率5%（町民税3%、県民税2%）となります。

##### ▼上場株式などの譲渡所得などにかかる税率

	平成23年 12月31日まで	平成24年	平成25年	平成26年 1月以降
税率	10% (住民税3%、 所得税7%)	10% (住民税3%、 所得税7%)	10% (住民税3%、 所得税7%)	20% (住民税5%、 所得税15%)

##### ▼上場株式などの配当などにかかる税率（申告における税率）

	平成23年 12月31日まで	平成24年	平成25年	平成26年 1月以降
税率 (総合課税)	累進税率 (住民税10%、所得税5~40%)			
税率 (申告分離課税)	10% (住民税3%、 所得税7%)	10% (住民税3%、 所得税7%)	10% (住民税3%、 所得税7%)	20% (住民税5%、 所得税15%)



退職や失業などにより所得が無くなったり、著しく減少した場合で、一定の要件を満たしていれば減免を受けることができます。減免の申請をされる方は、納期限の7日前までに申請書を出してください。減免申請書は税務グループの窓口にあります。

**▼対象**

**A** 次の①～③全てに該当する方

①平成23年中の総所得金額が80万円以下の人

②失業、休業（育休含む）、または廃業などの事由が発生した方（休業の場合は、休業期間中に納期限の到来する納期分のみが減免対象となります）

③事由発生後1年間の総所得金額が、前年の総所得金額と比べて半以下に減少すると認められる人

**B** 納税義務者が死亡し、相続人の納税が困難であると認められる場合（課税の基礎となった年分の相続人及び被相続人の両方において総所得金額が80万円以下であること）

**▼申請に必要なもの** 納税通知書、印鑑、前述の②・③に該当することを証明できる書類（雇用保険受給資格者証、無職の申立書、税務署への廃業届出書控、医師の診断書など。年金受給者は年金証書・年金改定通知など最新の年金額がわかるもの）、相続人が町外の方の場合は、相続人の所得証明書

### 個人住民税（町民税・県民税）の減免

▼問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

## 平成24年度 個人住民税（町民税・県民税）の改正

▶問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

平成24年度から実施される、個人住民税の主な改正点についてお知らせします。

### 1. 扶養控除が変わりました

- 年少扶養親族（年齢16歳未満）に対する扶養控除33万円が廃止されました。
- 年齢16歳以上19歳未満の扶養親族に対する控除額が45万円から33万円に変更されました。  
（注）個人住民税は平成24年度、所得税は平成23年分から適用されます。

#### ▼個人住民税の扶養控除など、障害者控除の新旧比較イメージ（色文字部分が改正された額です）

区 分		控除額（改正前）	控除額（改正後）	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	330,000円	330,000円	
	同居特別障害者	560,000円	330,000円	
	老人控除対象配偶者 70歳～	380,000円	380,000円	
	同居特別障害者	610,000円	380,000円	
扶養控除	一般（年少）扶養親族	0～15歳	330,000円	廃止
		うち同居特別障害者	560,000円	廃止
	特定扶養親族	16～18歳	450,000円	330,000円
		うち同居特別障害者	680,000円	330,000円
		19～22歳	450,000円	450,000円
		うち同居特別障害者	680,000円	450,000円
	一般（成年）扶養親族	23～69歳	330,000円	330,000円
		うち同居特別障害者	560,000円	330,000円
	老人扶養親族 70歳～	同居老親等以外のもの	380,000円	380,000円
		うち同居特別障害者	610,000円	380,000円
同居老親等		450,000円	450,000円	
うち同居特別障害者		680,000円	450,000円	
障害者控除	普通障害者	260,000円	260,000円	
	特別障害者	300,000円	300,000円	
	同居特別障害者	控除額に23万円 加算	530,000円	

### 2. 扶養控除の改正に伴う措置について

- 非課税限度額の計算方法  
16歳未満の年少扶養親族については扶養控除はありませんが、非課税限度額の計算方法において扶養人数として含むことができます。

#### ＜非課税限度額の計算方法＞

均等割の非課税 合計所得金額 ≤ 315,000円 × (本人 + 扶養人数) + 189,000円  
 所得割の非課税 総所得金額等 ≤ 350,000円 × (本人 + 扶養人数) + 320,000円  
 ただし、扶養がない場合は、189,000円、320,000円を加算しない。

- 障害者控除の適用について  
障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の年少扶養親族にも適用されます。また、扶養控除に加算されていた同居特別障害者の加算は、障害者控除に加算されることとなります。
- 寡婦（寡夫）控除の要件について  
寡婦（寡夫）控除の要件の一つである扶養親族については、扶養控除の適用がない16歳未満の年少扶養親族も含まれます。

### 3. 寄附金税額控除について

平成24年度からこの寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられます。  
（平成23年1月1日以降の寄附金から適用対象）